



進学や就職などで引っ越したら住民票を移しましょう！

進学や就職などに伴い、実家を離れる方は、引っ越し先の市区町村へ住民票を移す必要があります！
上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備など、住民生活に欠かせない役割は、住んでいる市区町村が担っています。

今年の夏の参議院選挙は、選挙権年齢の引下げにより、18歳、19歳の皆さんも投票できる見込みですが、選挙権を行使するためにも忘れずに住民票を移しましょう！

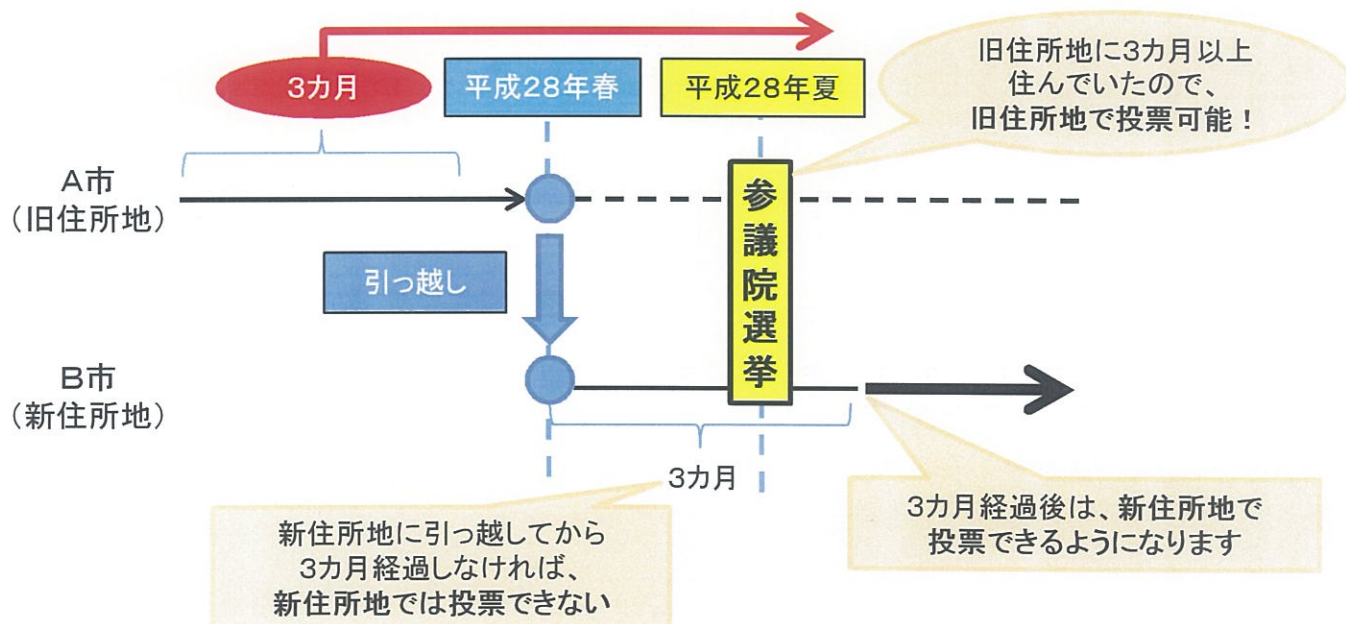
今年の春に引っ越しをされる方は注意が必要です！

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。

しかし、今年の春に引っ越しをする場合、今年の夏の参議院選挙に、新住所地で投票することができない可能性があります。

安心してください！引っ越しても旧住所地で投票することができます！

今回、公職選挙法が改正されたことによって、新しく有権者となる18歳、19歳の方が今年の春に引っ越しても、旧住所地に3カ月以上住んでいた場合、夏の選挙には旧住所地で投票できます！



※新住所地で投票するためには、新住所地に転入届をした日から参議院選挙の公示日(選挙期日の少なくとも17日前)前日までに3カ月以上住んでいる必要があります。

※詳しくはお住まいの市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

今年の夏の選挙へ、Let's 投票！！

具体的な
投票方法は
次ページへ！



引っ越し先に住民票を移す際は、市区町村窓口での「マイナンバー通知カード」「マイナンバーカード」「住民基本台帳カード」の住所変更の届出もお忘れなく！

Q 引っ越して3カ月経っていないけど、投票するにはどうしたらいいの？

旧住所地で投票できます！

投票日当日に、旧住所地の投票所に行って投票することができます。
また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。

Q 旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？

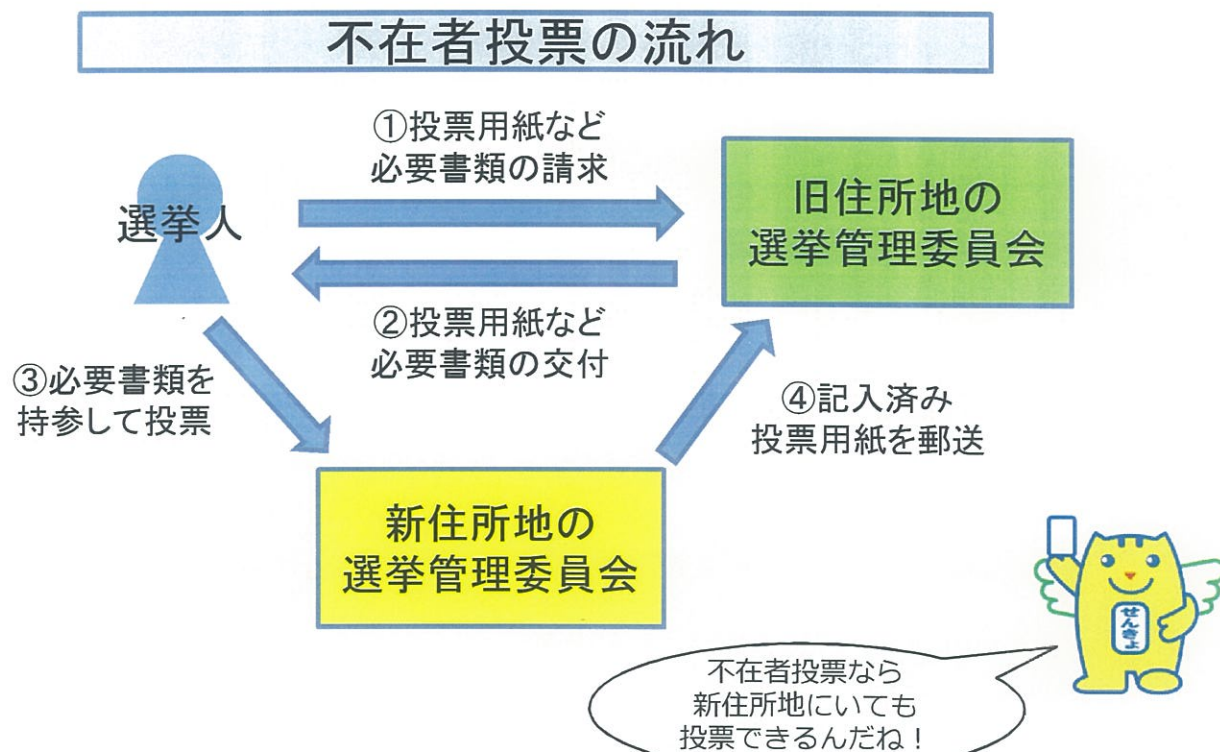
不在者投票という方法があるんです！

選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票という制度を活用することができます。

不在者投票の手続

- ①旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。
- ②交付された投票用紙などを持参して、新住所地市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

【注意】不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めに請求してください。



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。
※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。